## 県立自然公園における課題について

- (1) 普通地域内において、大規模な開発行為が見受けられる
- (2) 特別地域においては環境調査を求めているが、 普通地域では環境調査を求めていない
- (3) 現行の法令上、生物の多様性の確保が風致(風景) の保護に含まれており、県民にわかりづらい
- (4) 禁止等を命ずる明確な処分基準がない
- (5) 自然公園法等の一部改正に伴う適正な利用促進 への対応が必要

1

### (1) 普通地域内において、大規模な開発行為が見受けられる

近年、土地の形状変更(残土処分場、廃棄物最終処分場)による5ha以上の大規模な開発行為が見受けられる。

#### 普通地域内における過去5年間の届出の件数と面積1ha以上の事例

年度	件数	1ha	所在地	行為の種別	目的	面積
		以上				
H28	28	3	三田市	土地の形状変更 A (追加)	残土処分場増設	4. 9ha
			猪名川町	土地の形状変更B	残土処分場新設	7. 2ha
			宍粟市	土地の形状変更	森林作業道整備	3. 1ha
H29	22	2	猪名川町	土地の形状変更C	残土処分場新設	8. 0ha
			朝来市	工作物の新設	太陽光発電施設	1. 6ha
H30	25	3	三田市	土地の形状変更 A (追加)	残土処分場増設	2. 9ha
			養父市	土地の形状変更	森林作業道整備	1. 5ha
			豊岡市	工作物の新設	太陽光発電施設	1. 8ha
R1	15	4	猪名川町	土地の形状変更	治山工事(県)	1. 0ha
			猪名川町	土地の形状変更B(追加)	残土処分場増設	2. 3ha
			朝来市	土地の形状変更	林道整備工事(県)	1. 2ha
			豊岡市	工作物の新設	太陽光発電施設	1. 8ha
R2	18	2	加東市	土地の形状変更	駐車場の設置	1. 2ha
			香美町	鉱物の掘採・土石の採取	粗面岩採石	2. 6ha
R3	14	3	猪名川町	土地の形状変更D	廃棄物最終処分場新設	6. 8ha
			神河町	土地の形状変更	森林作業道整備	2. 4ha
			香美町	鉱物の掘採・土石の採取	粗面岩採石	2. 1ha

# (1)普通地域内において、大規模な開発行為が見受けられる

### <事例1>

清水東条湖立杭自然公園

土地の形状変更 A 残土処分場 三田市







3

## (1)普通地域内において、大規模な開発行為が見受けられる

### <事例>

猪名川渓谷県立自然公園

土地の形状変更B 残土処分場 猪名川町







## (1)普通地域内において、大規模な開発行為が見受けられる

### <事例2>

猪名川渓谷県立自然公園

土地の形状変更 C 残土処分場 猪名川町







## (1)普通地域内において、大規模な開発行為が見受けられる

### <事例3>

猪名川渓谷県立自然公園

土地の形状変更 D 廃棄物最終処分場 猪名川町







#### (参考) 特別地域内における過去5年間の申請の件数と面積1ha以上の事例

年度	件数	1ha以上	所在地	行為の種別	目的	面積
H28		4	神河町	工作物の新設	森林施設	1. 0ha
	53		朝来市	木竹の伐採	森林間伐	9. 0ha
	ეა		篠山市	土地の形状変更	森林施設整備	1. 4ha
			篠山市	工作物の新設	電柱設置	7. 9ha
H29	51	3	神河町	工作物の新設	森林施設整備	8. 0ha
			神河町	木竹の伐採	森林間伐	1. 0ha
			神河町	工作物の新設	森林施設整備(町)	2. 6ha
		5	神河町	木竹の伐採	森林間伐	20. 0ha
H30	55		宍粟市	土地の形状変更	森林施設整備(国)	2. 3ha
			豊岡市	木竹の伐採	森林間伐	12. 4ha
			朝来市	工作物の新築	自然学校災害復旧(県)	91. 8ha
			丹波市	土地の形状変更	森林施設整備(国)	1. 8ha
	60	10	神河町	木竹の伐採	森林間伐	1. 1ha
			朝来市	木竹の伐採	森林間伐 森林間伐	11. 3ha
			朝来市	木竹の伐採	森林間伐	6. 9ha
			朝来市	木竹の伐採	森林間伐	2. 8ha
R1			朝来市	木竹の伐採	森林間伐	2. 6ha
"			朝来市	工作物の新設	鳥獸柵設置	2. 0ha
			朝来市	木竹の伐採	森林間伐	7. 8ha
			朝来市	木竹の伐採	森林間伐	7. 8ha
			朝来市	木竹の伐採	森林間伐	10. 5ha
			朝来市	木竹の伐採	森林間伐	1. 8ha
	43	5	神河町	土地の形状変更	森林作業道	1. 0ha
R2			多可町	木竹の伐採	森林間伐	7. 8ha
			朝来市	木竹の伐採	森林間伐	10. 5ha
			朝来市	木竹の伐採	森林間伐	1. 8ha
			朝来市	木竹の伐採	森林間伐	1. 8ha
R3	13	2	朝来市	木竹の伐採	森林間伐	1. 8ha
			朝来市	土地の形状変更	遊歩道整備	4. 0ha

特別地域内における大規模な申請のほとんどは、森林業務である。

7

## (2) 特別地域においては環境調査を求めているが、普通地域では環境調査を求めていない

#### 特別地域

- ◆県立自然公園条例施行規則(第15条)(特別地域内における行為の許可の申請) 1 条例第9条第4項の規定により知事の許可を受けようとする者は、県立自然公園特別地域内行為許可申請書(様式第1号)に、次の各号に掲げる図面を添えて、これを知事に提出しなければならない。
- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺25,000分の1以上の地形図
- (2) 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5,000分の1以上の概況図及び天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺1,000分の1以上の平面図、立面図、 断面図、構造図及び意匠配色図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺1,000分 の1以上の図面

#### 普诵地域

◆県立自然公園条例施行規則(第18条)(普通地域の行為の届出) 特別地域と同様の資料を求めている。

## (2) 特別地域においては環境調査を求めているが、普通地域では環境調査を求めていない

#### 特別地域

- ◆県立自然公園条例施行規則(第15条)(特別地域内における行為の許可の申請) 2 申請に係る行為(道路の新築及び農林漁業のために反復継続して行われるもの を除く。)の場所の<u>面積が1へクタール以上</u>である場合又は申請に係る行為がその 延長が<u>2キロメートル以上</u>若しくはその<u>幅員が10メートル以上</u>となる計画になって いる<u>道路の新築</u>(条例の規定による許可を現に受け又は受けることが確実である行 為が行われる場所に到達するためのものを除く。)である場合にあっては、第1項 の申請書には、同項各号に掲げる図面のほか、次に掲げる事項を記載した書類を添 えなければならない。
- (1) 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況 並びに特質
- (2) 当該行為により得られる自然的な効用及び社会経済的な効用
- (3) 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するため の措置
- (4) 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を 風致又は景観の保護の観点から比較した結果

普通地域では求めていない。

9

(2) 特別地域においては環境調査を求めているが、普通地域では環境調査を求めていない

現行、特別地域内の1ha以上の申請にあたっては、図面と併せて別途書類の提出を求めているものの、普通地域は届出であり、別途書類を求めていないことから、必要な措置を命ずる適否を判断できる資料がない。

#### 普诵地域

◆県立自然公園条例(第11条第2項)(普通地域)

知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、 普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に 対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止 し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

◆県立自然公園条例(第18条)(普通地域内の行為の届出)

1 届出は、行為届に、図面を添えて、これを知事に提出しなければならない。

## (3)現行の法令上、生物の多様性の確保が風致(風景) の保護に含まれており、県民にわかりづらい

現行の法令以上、植物、動物等の生物の多様性の観点が風致(風景)の保護含まれているが、用語の定義がされておらず、風致(風景)をいわゆる「景色」の観点のみと解釈しており、県民にわかりづらい。

#### 特別地域

◆県立自然公園条例(第10条)(許可の条件) 特別地域内の行為の許可には、自然公園の<u>風致を保護するために</u>必要な 限度において、条件を付することができる。

#### 普通地域

◆県立自然公園条例(第11条第2項)(普通地域)

知事は、自然公園の<u>風景を保護するために</u>必要があると認めるときは、 普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に 対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止 し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

11

## (3) 現行の法令上、生物の多様性の確保が風致(風景) の保護に含まれており、県民にわかりづらい

環境省曰く、景観(特別保護地区で使用)、風致(特別地域で使用)、 風景(普通地域で使用)は同義語。景観、風致、風景の中には、植物、 動物の概念が含まれる。

区分	保護するべきもの	保護の度合
特別保護地区	景観	特大
特別地域	風致	大
普通地域	風景	中

<自然公園法の解説(昭和52年6月15日発行)より>

「**景観**」とは、「植物、動物、地質、公物等の自然物若しくはこれらに基づく自然現象又は史蹟等の文化景観によって構成される 特異な風致であって、公園要素の精髄」ということができよう。

特異な風致であって、公園要素の精髄」ということができよう。 「**風致**」の意義については、必ずしも一義的に定義づけられるものではないが、広義には、人の五感によって美的感興を与える自然物ないしは自然現象及びこれらを包む自然環境ないしはこれらがかもし出す美的雰囲気とでもいえよう。また、史蹟、遺蹟等の文化景観も自然環境と調和し、これと一体をなしている場合には、一種の風致ということができる。したがって、風致は必ずしも可視的なもの、永続的なものに限られない。清浄な大気、野鳥の可憐な鳴き声等もまた、風致の公選要素であるということができる。

12

### (4) 禁止等を命ずる明確な処分基準がない

現行、普通地域では、「禁止、制限、必要な措置」を命ずる基準(通知文書)はあるものの、「禁止」、「制限」、「必要な措置」を命ずる明確な処分基準がない。また、土地の形状変更にあたっては、残土処分に関する記述がない。

#### 普通地域

国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準改正 平成22年4月1日 環自国発第100401010号

法第33条第1項の届出を要する行為のうち、国立公園の普通地域の風景の保護上、大きな影響を与える可能性のある行為について、同条第2項に基づき、 その行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずること(以下「措置命令等」という。)に際してよるべき基準を次のとおり定めたので、当該行為に対してはこれに基づき適切な対応をとるものとする。

なお、本基準によるほか、本基準に掲げる行為であるかどうかにかかわらず、風景を保護するために必要であると認めるときは、措置命令等を行うことができるものであるので念のため申し添える。

- 1) 鉄塔の新築、改築及び増築
- 2) 水面の埋立て又は干拓
- 3) 露天掘りによる鉱物の掘採又は土石の採取
- 4) 土地の形状変更

13

### (4) 禁止等を命ずる明確な処分基準がない

#### 4) 土地の形状変更

土地の形状変更のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定される 廃棄物の最終処分場にあっては、廃棄物を埋立てることに加え、大規模な土 地の形状変更を伴うことが多く、自然風景に大きな影響を与える場合がある

このため、<u>次のいずれかに適合する場合を除き、措置命令等を行う</u>ものとする。

- ① 既に土石の採取等により地形が改変された土地において最終処分場を設置する場合であって、遮水シート等の工作物の設置がないとともに、処分場の設置により新たに風景へ影響を与えることがなく、処分場設置時及び処分後に行われる修景等の措置により、公園の風景の保護上、従前より好ましい状態を生ずることとなる場合は、その設置の可否を判断するものとする。
- ② 当該公園区域内で生ずる廃棄物を処理することが主たる目的の施設であって、当該普通地域外において設置することが、自然的、社会的その他の観点から見て著しく不合理な場合は、その設置について検討するものとする。

### (5) 自然公園法等の一部改正に伴う適正な利用促進へ の対応が必要

自然公園法等の一部が改正が令和3年5月6日に公布され、令和4年4月1日に施行されることから、県立自然公園条例との整合を図る必要がある。

自然公園法の一部を改正する法律 公布:令和3年5月6日

施行:令和4年4月1日

自然公園法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

公布:令和3年9月17日施行:令和4年4月1日

自然公園法施行令の一部を改正する政令 公布:令和3年9月19日

施行:令和4年4月1日

自然公園法施行規則の一部を改正する省令 公布:令和3年度中予定

施行:令和4年4月1日

15

## (5) 自然公園法等の一部改正に伴う適正な利用促進への対応が必要

主な改正内容 1

1 自然公園法の一部を改正する法律案の概要

国・都道府県が保護管理を担う国立公園・国定公園において、地方 自治体や関係事業者等の地域の主体的な取組を促す仕組みを新たに設 け、保護のみならず利用面での施策を強化し、「保護と利用の好循環」 (自然を保護しつつ活用することで地域の資源としての価値を向上) を実現するものです。

#### 2 背景

・地域の過疎化が進む一方、コロナ禍で自然や健康への関心が高まる中で、我が国を代表する優れた自然の風景地である国立公園・国定公園(以下「国立公園等」という。)は、国内外の多くの人々をひきつける観光地などとして、地域社会にとって重要な資源となっている。

・その自然の価値を活かし、地域活性化に資する滞在型の自然観光を 推進するためには、魅力的な自然体験アクティビティの提供や旅館街 等の上質な街並みづくり、認知度の向上が必要であるが、それが十分 にできていない。

### (5) 自然公園法等の一部改正に伴う適正な利用促進へ の対応が必要

主な改正内容 2

1. 地域主体の自然体験アクティビティ促進の法定化・手続の簡素化

公園計画において、従来の利用施設のハード整備に加え、新たに自然体験アクティビティの促進を位置づけ、市町村や<u>ガイド事業者等から成る協議会を設け、自然体験活動促進計画を作成</u>。環境大臣・都道府県知事の<u>認定を受けた場合には、計画に記載された事業の実施に必要な許可を不要</u>とする。

これにより、計画に基づく魅力的な自然体験アクティビティの開発・提供、ルール化等の関係者が一体となった取組を促し、旅行者の多様なニーズに応え、長期滞在につながる国立公園等の楽しみ方を提供

#### 自然体験活動促進計画のイメージ 自然を満喫できる楽しみ方の提供

望ましい自然体験アクティビティの提供・開発促進、利用者の受入れ体制整備、上質な自然体験の場の確保、適正利用のためのルールの策定等







17

### (5) 自然公園法等の一部改正に伴う適正な利用促進へ の対応が必要

主な改正内容 3

2. 地域主体の利用拠点整備の法定化・手続の簡素化

公園利用の拠点となる旅館街等の街並みを整備するため、市町村や旅館 事業者等から成る協議会を設け、利用拠点整備改善計画を作成。環境大臣 ・都道府県知事の認定を受けた場合には、計画に記載された事業の実施に 必要な許認可を不要等とする。

これにより、計画に基づく廃屋の撤去、機能充実、景観デザインの統一など、関係者が一体となった自然と調和した街並みづくりを促し、国立公園等における魅力的な滞在環境を整備。

#### 利用拠点整備改善計画のイメージ 自然と調和した滞在環境の整備

集団施設地区など利用拠点の面的な再生・上質化のため廃屋の撤去やその場所への新たな投資、利用者目線の機能充実、景観デザインの統一、電線の地中化等



自然と調和した滞在環境の整備



## (5) 自然公園法等の一部改正に伴う適正な利用促進への対応が必要

主な改正内容 4

#### 3. 国立公園等の保全管理の充実

・国立公園等の国内外へのプロモーションの促進、クマ・サルなど野生動物の餌付け規制による人身被害等の予防、公園事業の譲渡による公園事業者の地位の承継に関する規定の整備、公園管理団体の業務の見直しによる指定の促進、特別地域等における行為規制の違反に係る罰則の引上げ等の措置を講じる。



餌付け等、野生動物の生態に影響を及ぼし公園利用に支障を及ぼすおそれのある行為を規制する。

環境省・都道府県職員が法的根拠をもってやめるよう指示できることとする。





違法行為の事例(木道状の工作物の設置、樹木の損傷)

特別地域の行為規制等に違反した場合の 罰則を1年以下の懲役又は100万円以下の罰 金に引き上げる。

19